

宇治市スポーツ推進審議会の設置について

1. 趣旨

国際規模のスポーツイベントの開催などから、スポーツの機運が高まっており、本市におきましても、スポーツを活かしたまちづくりを更に進める契機と捉えているところです。そのような中、市民スポーツの振興及びスポーツの魅力を活用した地域づくりを市全体で取り組んでいくため、スポーツ推進計画などスポーツの推進に関する重要事項を調査審議する附属機関として、新たにスポーツ推進審議会を設置するものです。

2. 審議会の概要

(1) 根拠法令

スポーツ基本法第 31 条

【参考】スポーツ基本法（平成 23 年法律第 78 号）（抜粋）

（都道府県及び市町村のスポーツ推進審議会等）

第 31 条 都道府県及び市町村に、地方スポーツ推進計画その他のスポーツの推進に関する重要事項を調査審議させるため、条例で定めるところにより、審議会その他の合議制の機関（以下「スポーツ推進審議会等」という。）を置くことができる。

(2) 所掌事項

宇治市スポーツ推進計画、その他のスポーツの推進に関する重要事項

(3) 委員構成

10 名以内

（学識経験を有する者、スポーツ関係団体の代表者、その他市長が必要と認める者）

(4) 任期

2 年

3. 今後の予定

令和 2 年 6 月定例会に、宇治市スポーツ推進審議会設置条例を提出する予定です。